

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) つがる洋上風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年1月31日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) つがる洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸及び沖合  
原動力の種類：風力(洋上)  
出力：最大480,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	1月31日
環境大臣意見受理	平成30年	4月13日
経済産業大臣意見発出	平成30年	4月27日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	8月9日
住民意見の概要等受理	平成30年	10月24日
青森県知事意見受理	平成31年	1月17日
経済産業大臣勧告発出	平成31年	1月31日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) つがる洋上風力発電事業に係る  
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 海鳥及び渡り鳥の調査について、調査日数及び回数が少ない場合には生息状況を十分把握できないおそれがあることから、地元を含む複数の専門家から聴き取りした上で、適切な調査日数及び回数を設定すること。
2. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中することから、周辺の状態を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 風力発電設備の基礎構造は着床式とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、必要に応じて最新の知見を踏まえた適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)